





検証1

「移民と非移民」 鶴谷 寿

歴史公論1号1978(昭和53)年1月1日

明治33(1900)年ごろから、大正13(1924)年の排日移民法の施行によって、再渡航者・在留者のよび寄せによる父母妻子・学生・商人をのぞく渡航がすべて禁止されるすこし前まで、①外務省発行の旅券は氏名の上に「移民」「非移民」という二文字を、手書きかゴム判で記し、区別するようになった。「移民保護法」の第1条に一中略一とある「移民」の定義より生じたことかも知れない。むしろ海外に出稼ぎをせざるを得ない者を区別、いや差別したいという感情のあらわれとも考えられる。

一中略一②この「移民」という言葉は、語源的に見ると「流民」や「棄民」などに通じるものがある(諸橋轍次『大漢和辞典』一中略一)それで出稼人は「移民」であり、そうでない者は「非移民」であると差別したのである。

かつて戸籍簿や公式の書類に「士族」とか「平民」とか身分上の差別を記したように、旅券ばかりでなく渡航後のすべての公式願書類や、③戸籍にあたるような日本人会の帳簿にも「移民」「非移民」を明記してある。それで出稼ぎなどで渡航した「移民」にたいして「非移民」で渡航した者は優越感を抱いていた。

同文「アメリカ西部開拓と日本人」鶴谷寿1977(昭和52)年11 月20 日にも掲載

- ①「移民」「非移民」の区分は移民制限法の施行により出国者の資格を確認するための便宜的处理であった。
- ②「外務省に、差別したいという感情のあらわれ」という説には全く根拠がない。
- ③大漢和辞典に依拠するとしたのはこの著者が最初ではなかろうか。区分した理由を知ればこうした誤説は生まれなかった。史実から歴史を学ぶべきであり、「言葉」遊びから生まれてくるものは何もない
- ④日本人会の帳簿ではなく単なる名簿であり、戸籍とは何らの関係はない。

検証2

「ドキュメント/ハワイ」 佐藤 早苗

1980(昭和55)年5月1日

戦争に負けたことで天皇の権威は一夜にして失われたけれど、ハワイの日系人たちは決して天皇を恨んではいなかった。本当のところは、①彼らこそかつては官約移民という名で棄民され、その上故なき戦争に巻き込まれた被害者のはずである。

- ①国・地方の行政機関は官約移民からの送金・持帰金に期待をかけて、賭博や飲酒をせずハワイの法律を守り3年後には無事の帰国を待つとの「論文」を度々発した。官約移民の成果は移民の家計と行政の歳入を潤し両者の経済危機を救った。従って、官約移民は棄民ではないことは明々白々である。

検証3

「初期ハワイ官約移民の窮状」 島岡 宏

1984(昭和59)年5月17日

「元年者」(明治元年のハワイ移民153名の名称)に始まるわが国の海外集団移民は明治18(1885)年のハワイ官約移民をもって本格化した。以来多くの人たちがハワイや北米、南米の各地に移民し今日の輝かしい日系人社会の基礎を築いた。しかしその歩みはまさに茨の道であった。②移民ではなくむしろ棄民の色濃い歴史であった。

- ①第1回ハワイ移民の渡航に初代領事も随行。直ちに領事館がロイヤル・ハワイアンホテルの一室に設けられた。続けて発生した労使のトラブル、その解決のため日本とハワイ両国間に『移民条約』を締結した。移民の積立金保護のため横浜正金銀行にホノルル支店を設置させた。歴代の総領事の中には移民を差別し権威をふりかざす不心得者もいたが、総じて在留民保護を第一義として職務に忠実であったことに疑いない。茨の道は、移民自身があるいは総領事館が理解と協力を得て乗り越えてきた。いまやその歴史は賢者が学ぶところである。

検証4

「ハワイに翔けた女」 ドウス 昌代

1985(昭和60)年10月1日

③浅紅色のふち枠に「非移民」の旅券である。グリーンのふち枠の「移民」は語源的には流民、棄民を意味する。食いつめて困窮の果ての海外出稼人であった。送り出す故国政府の差別意識は、色違いの旅券の区別にまず明らかといえる。渡航後の領事館での公式書類や、日本人会の名簿にも明記された。非移民の字に変更してもらうため、金品を贈って運動した現地の成功者が少なくなかった。

①旅券のふち枠の識別で「移民」「非移民」の区分はしていない。当館所蔵の資料で確認できる。

②語源は諸橋轍次の大漢和辞典を指すのであろうが、本辞典は移民を流民、棄民と意味したものではない。

③ハワイ移民の送出の背景を理解していない。

④わが国政府に移民に対する差別意識は皆無であった。

⑤現地の日本語新聞も興味本位で記事にしたことがあったが、いずれも「移民」「非移民」を区分した理由を理解せず誤解から生じたものである。

検証5

「移民史Ⅲ」 今野 敏彦・藤崎 康夫

1986(昭和61)年5月25日

一前略一その後1885(明治18)年から、官約移民になって以後は、普通『移民』『移住民』『渡航民』となり、太平洋戦争以後は『移住者』に統一された。出稼ぎ移民から、自由労働者となり、戦後は南米をはじめ『計画移民』『救済移民』となったので、その実質変化に伴い、①やや軽蔑の意を含む『移民』の語の使用に廃止して『移住者』に統一されたものである。もっとも、1885(明治18)年にハワイ国移住民局の中に開設された日本移住民局は文字通り『移住民』の末期に至るまで、外務省が発給した旅券には、ゴム判で『移民』または『非移民』と捺印して区別した。これは普通の移民と再渡航およびその他の労働者以外の者の旅券を取扱上、分けたものである。こうした差別は『移民』は卑しい者、『非移民』は高級な者、というような感じを与えた。そこで『移民』は『非移民』『自分たちは移民ではなく棄民だ』と言ったが、これは苦難時代に、祖国日本から擁護されないことの不満を表わした言葉である。

- ①移民当事者の我々は移民といわれることに誇りを持っている。部外者から言われるようなことではない。
- ②1955(昭和30)年の外務省移住局第1課長の通達を論拠としているのであろう。安藤太郎は外務省初代移民課長であった。ならば、それ故に移住者に統一した理由を明解にすべき責任が外務省にはある。本通達は誤解を重ね混乱を招いただけの無用の長物である。本通達を撤回するべきである。
- ③出稼ぎ労働者は「移民」、学生・僧侶・教師・旅行者などは「非移民」として分けられたが、学生と旅行者は別として、共通して言えるのは金銭を得て生活をしたことはまぎれもない事実。肉体労働者という差別が底流にある。人権侵害に値する。
- ④総領事館が動かない時には直接請求行動を本国政府にはたらきかけた。政府はこれに全て応えている。ハワイ移民の学んで得たものは何か、ハワイ社会、他民族との融和・不正義への挑戦・アメリカ民主主義の体得と体现である。